

アドルフ・アイヒマンの罪

柴 寄 雅 子*

The Guilt of Adolf Eichmann

Masako Shibasaki*

Abstract

Eichmann is usually considered a colorless bureaucrat who unthinkingly followed criminal orders. Hanna Arendt's report on his trial has been most instrumental in coining this image. Drawing on newly found documents, however, a number of historians criticize her for misrepresenting the willing accomplice as well as the process of the Holocaust. This paper first depicts Adolf Eichmann in contrast with the portrayal by Arendt. He was actually an eloquent and highly competent team leader who traveled very often to fend off or iron out conflicts with other authorities involved in the deportation. Secondly, I will examine the complexities of convicting him, for his murderous acts were <legal> in the Third Reich and the modern criminal law, based on abrogating vengeance, keeps the victim out of the loop.

キーワード

ホロコースト、アイヒマン裁判、ハンナ・アーレント

1) 服従ゆえの犯罪者？

1961年にアイヒマン裁判が始まったとき、各国のジャーナリストがエルサレムの法廷に押しかけ、数多くのルポルタージュが出版された。それらの中には40年以上たった今も広く読みつがれているものもある。たとえば、著名な政治学者ハンナ・アーレントが『ザ・ニューヨーカー』誌の特派員として執筆した『イエルサレムのアイヒマン』¹⁾は、ペンギン文庫の「20世紀の古典」シリーズに入り、邦訳も版を重ねている。独・仏語に翻訳されているオランダの作家、ハリー・ムリシュが著した『刑事事件40/61』²⁾は、ドイツでは文庫化され、2005年には英訳が出る予定である。またイスラエルの詩人でジャーナリストのハイム・グーリがヘブライ語で書いた裁判傍聴ルポ、『ガラスの小部屋に面して』³⁾は、2004年に英訳が刊行されている。

こうした強い関心が持続している一因は、ナチスによる「ユダヤ人問題の最終的解決」

*しばさき まさこ：大阪国際大学人間科学部教授〈2005.5.23受理〉

の実施においてアイヒマンが中枢的な働きをしたことだが、裁判とその論評を通じて形成されたアイヒマン像が果たした役割も大きい。当時はナチスの組織の解明がそれほど進んでいなかったため、検察側はアイヒマンをホロコーストの首謀者のように主張した。そこまで行かずとも、彼は一般に虐殺の主犯の一人と見なされていたため、法廷には残虐な悪魔のような人物が現われると予期されていた。それをまず打ち砕いたのは、凶悪な怪物のイメージからは程遠い、禿げかけた初老のアイヒマンのさえない風貌だった。さらに彼は防弾ガラスで仕切られた被告席から、ユダヤ人の絶滅には反対だったが仕方なく上司の命令に従った、という弁解を繰り返した。自分は巨大な殺戮機構の中の小さな歯車に過ぎなかったというわけである。ドイツにおけるこの裁判の新聞報道について研究したペーター・クラウゼによると、大半の記者がアイヒマンを服従ゆえに殺人犯となったと報道していたという⁴⁾。こうしたアイヒマン像を決定的なものにしたのは、アーレントの著書である。とりわけ副題に含まれた「悪の陳腐さ（「凡庸さ」「平凡さ」とも訳される。原語は banality）」という撞着語法的な表現は、その後のアイヒマン論に必ず付いて回るようになった。彼女に言わせれば、アイヒマンは「狂的なユダヤ人憎悪や狂信的反ユダヤ人主義の持ち主でも、何らかの思想教育の産物でもなかった」⁵⁾。「話す能力の不足が考える能力——つまり誰か他の人の立場に立って考える能力——の不足と密接に結びついて」⁶⁾おり、「怪物」ではなくむしろ「道化」⁷⁾なのである。さらにそこからは、「凡庸な官吏」、「机上の殺人者」といったイメージが再生産されてきた。

アイヒマンがユダヤ人への憎悪に狂ったサディストであれば、彼がどれほど凄惨な悪事に手を染めていようとも、一般の人はあくまで他人事として安んじて見ることができる。しかしもしアーレントの言うように、アイヒマンが命令に従っただけの無思想で凡庸な小役人に過ぎないのであれば、私たちは安閑としてはいられなくなる。誰でも同様の犯罪者になりうるからである。アイヒマンの事例を一般化して、自らの責任を問わずして上司や権力者の命令に服従してはならないという警告が、そこからは引き出されてくる。

実際、東西ドイツの緊張が高まり、1961年7月だけで3万人の市民が西へと逃亡する中、東ドイツの国境警備隊員に警告するため、アイヒマンが利用された。「アイヒマンのことを考えたまえ。東から西のドイツへ行こうとする人を殺せば、殺人を犯したことになる……たとえ命令されたとしても、殺人は殺人である。アイヒマンのことを思い出したまえ」⁸⁾。原爆を投下したパイロットとアイヒマンを比較することもよく行なわれた。アウシュヴィッツとヒロシマは無辜の民の殺害としてよく並置されるが、それを実際に遂行した者は単に命令に従っただけでよいのか、という問題が提起されたのである。たとえばギュンター・アイヒは、『我らアイヒマンの息子たち』で、技術の進歩が人間の想像力を上回ってしまった現代では、アイヒマンのようになるのは不可避だと説き、広島への原爆投下を補助した後に罪悪感から精神に変調を来たパイロット、クロード・イーザリーをその一例として挙げている⁹⁾。

このようにアイヒマンを普遍化する捕え方に拍車をかけたのが、社会心理学者、ミルグラムの実験である。学習に対する罰の効果を調べるためと称して、彼は被験者を一般から公募した。被験者は先生となり、生徒に暗記テストを実施し、生徒が間違うと電気ショッ

クを与える。しかも、一問間違えるごとに、電圧を15ボルトずつ上げて行くことになっている。生徒は実はミルグラムの仲間であり、誤答を織りまぜる。そのため被験者は電圧を上げざるを得なくなるが、では一体どこまで電圧を上げ続けるだろうか。換言すると、命令に従って被験者はどこまで他人を苦しめるのだろうか。表向きとは異なり、権威に対する服従を調べるのがこの実験の目的なのである。その結果はミルグラム自身をも驚かせるものだった。多くの被験者が止めたいと言いつつも、結局は最高の450ボルトまで電圧を上げたからである。ミルグラムはアーレントの著作に触れて、次のように述べている。「アイヒマンを化物のサディストと見なそうとする検察当局の努力は根本的に間違っており、むしろ、彼は、机の前に座って職務を果たしていただだけの平凡な官吏に近いと、アーレントは論じた。……我々の実験で数百人の普通の人が権威に服従するのをこの眼で見れば、わたしとしても、『悪の平凡さ』というアーレントの考え方は、人々が思っているよりも真理に近いと結論しなければならない。被害者にショックを送った普通の人は、義務感——被験者としての義務の意識——からそうしたのであって、格別攻撃的な傾向をもっていたためではない」¹⁰⁾。

アーレントやミルグラムが打ち出したアイヒマン像は、一般の知識人の間では今も優勢である。たとえばアイヒマン裁判の記録映像を編集して作り上げられたドキュメンタリー映画、『スペシャリスト』が、1999年にフランスで公開され、日本でもその翌年に一般上映された。監督のロニー・ブローマンとエイアル・シヴァンはこの映画をテーマにした著書、『不服従を讃えて』で、『スペシャリスト』は「服従と責任についての政治的な試論であり、ハンナ・アーレントの著作『イェルサレムのアイヒマン——悪の凡庸さについての報告——』に触発されている」と明言している¹¹⁾。二人はミルグラムの実験にも言及して、「ナチスの社会工学が、まるでヨーロッパ社会を実験室にした巨大なミルグラムの実験であったかのように思えてくる」、「この並外れた実験は、学校教育のプログラムに組み入れられるに値する」と指摘している¹²⁾。ブローマンとシヴァンにとってアイヒマンが有用なのは、歴史的な個人としてではなく、現代そして未来に警鐘を鳴らしてくれる典型として、である。「このスクリーン上での考察は、私たちになじみの環境に『アイヒマン裁判=症例』が見られることを例証し、服従の災禍を示すことに向けられている」¹³⁾。つまり1906年、ゾーリングゲンに生まれ幼くして母を亡くしたといった独自の生い立ちを持った個人としてのアードルフ・アイヒマンではなく、何も考えず命令に服従して殺戮に関わった「症例」としての「アイヒマン」が、現在に警鐘を鳴らすために肝要だというわけである。

その一方で、第三帝国のユダヤ人政策の変遷が解明されるにつれ、歴史家はこうしたアイヒマン像が誤謬に満ちた「神話」であることを暴きだしてきた。流布しているアイヒマン像の通りに、命令されたからユダヤ人の殺害に加担したSS隊員や国防軍兵士は大勢いただろう。しかし、中佐にまで昇進したアードルフ・アイヒマンが、そのような指示を受けただけの小役人だったという主張には、多くの疑問が投げかけられている。たしかにミルグラムは、人間が一般の予想以上に権威者に服従し、他者を傷付ける行為に至ることを証明した。ミルグラムの実験には、様々なヴァリエーションがあるが、たとえば生徒が壁の向こうにいて姿も見えず、ショックを受けた後の反応も分からない状態では、電気シヨ

ックを器械が許す最高の450ボルトまであげた人が、被験者中の65%に上る。ただ、同じ450ボルトまで上げたといっても、被験者の内面は一様ではない。実験後の面接で被験者に緊張度を尋ねると、8割以上が中程度以上の緊張や苛立ちを感じ、「若干の被験者には、著しい情緒的ストレスの反応が見られた」¹⁴⁾。つまり大半の人は命令に抵抗を感じて止めたいと訴えながら、ミルグラムに「ぜひ続けてください」と強行に言われると反論しきれず、やむなく電気ショックの電圧を上げ続けて行ったのである。もちろん、全然緊張せず苛立たないという人も少数ながら存在する。嫌がる生徒の腕をプレートに押し付けて電気ショックを与えなければならないというタイプの実験で、ある被験者は「彼と並んですわっている生徒が辞めてくれと頼んでも、彼はロボットのように平気で実験手続きを続けた」¹⁵⁾。つまり、他者に危害を与える命令の実施に当っては、①命令に賛同し進んで実行する人、②何も考えずに命令だからとにかく従う人、③内心では抵抗を感じながら仕方なく服従する人、が存在するのである。アイヒマンは、本人の自己弁護によると③に当てはまり、アーレントらは②だと主張した。しかし、多くの歴史家は、始めは②か③であったかもしれないが、最終的にアイヒマンは①のタイプに変わったと考えている。

過去の再構築よりも現代との接点を重視してアイヒマンを大胆に一般化し、そこから第三帝国時代のドイツ以外の様々な状況に適応しうる警告を読み取ることは、それなりに意味があるだろう。ただ、事実から遊離したアイヒマンのイメージが、ホロコーストの実態把握の妨げになってはならないので、まず生身のアドルフ・アイヒマンと神話化したイメージとの齟齬を確認しておこう。

2) イメージと実像の差

①「さえない風貌」VS「颯爽としたSS隊員」

アイヒマンはドイツでの潜伏後、1950年にアルゼンチンに到着したが、逃亡先での生活は決して楽ではなかった。1957年、彼の居所の調査に当たったモサドの作員の報告は、「アイヒマンがこれほどみすぼらしい建物に住むことはありそうにない」¹⁶⁾ というものだった。また1960年5月11日、アイヒマンを捕縛したアハロニがもっとも強烈に覚えていることは、この元SS中佐が身につけていた貧相な下着だったという。1961年4月11日、エルサレムで裁判が開始したときの彼は、永年にわたるつましい暮らしを経た姿なのである。しかもアイヒマンはすでに55歳になっていた。

しかしユダヤ人の絶滅に加担した1941年から1945年にかけてのアイヒマンは、30歳代後半で、脂の乗り切ったSS隊員だった。ベルリンの国家保安本部のオフィスで一緒に働いていた女性職員はみな、ハンサムで陽気な彼が大好きだったという。またアイヒマンはブルジョワの子息らしく、子どものときにバイオリンのレッスンを受けており、ベルリンでは同僚と「四重奏団を結成」して、週日の夜に開かれる「音楽の夕べ」でバイオリンの腕を披露していた¹⁷⁾。著名なナチハンターで、アイヒマン発見にも一役買ったジーモン・ヴィーゼンタールは、アイヒマンの変わり果てた風貌にごまかされないよう、SSの制服を着せて法廷に立たせろと提案したというが、確かにそれだけでも、ずいぶん彼の印象は変わったかもしれない。

②「机上の殺人犯」VS「ヨーロッパを駆け回る交渉人」

アイヒマンは数多のユダヤ人の殺戮を補助したが、自らの手では誰一人として殺していない。そのため「机上の殺人犯」、「オフィスの犯罪者」というレッテルが彼にはよく貼られる。法廷で彼が見せた挙動が、そうしたイメージを強化した。強制収容所の生き残りの証人が筆舌に尽くしがたい苦難を語っているときには関心を示さなくせに、文書が来たとき、生き生きとした表情になったからである。確かに法廷でのアイヒマンは、ひたすら机にへばりついて文書と取り組む官吏そのものだった。

しかし彼は子どものときからデスクワークが苦手だった。そのため小学校卒業後、ヒトラーも通ったフランツ・ヨーゼフ皇帝実科高等学校に入学したが、成績不良のため4年で工業専門学校に移った。そこでも成績は振るわず、4学期通っただけで中退したので、彼には正式の学業資格はない。しかしだからといって彼が社会的不適応を起こしたわけではない。じっと椅子に座っているのは苦手なので学校では落ちこぼれだったが、石油会社に就職して外交販売員になってからは、各地をバイクで駆け回って業績を上げているのである。このときの経験が、アイヒマンが後に果たす役割の土台になっていることを、『アイヒマン——その生涯と犯罪』の著者、デイヴィッド・チェザラーニは指摘している。「アイヒマンは単に石油製品を販売しただけでなく、ガソリンスタンドに適した場所を探し出したり、会社の顧客のために燃料の配達を手配したりもした。彼は輸送の重なりを探し出し査定する貴重な経験を積んだ。彼は配達のスケジュールを立てる技術、すなわち提供者から消費者へ必要なときに必要な量の製品を届ける技術をマスターしたのである」¹⁸⁾。実際、上の文章の一部を換えると、国家保安本部における彼の業務が浮かび上がってくる。「アイヒマンは単にユダヤ人を移送しただけでなく、ユダヤ人を送りこむのに適した場所を探し出したりもした。……彼は移送のスケジュールを立てる技術、すなわち各地から収容所へ必要なときに必要なだけのユダヤ人を届ける技術をマスターしたのである」。ユダヤ人を石油製品と換言するのは響きを買うだろうが、しかしまさに当時の彼はユダヤ人を人間とは見なさず、物扱いしていたのである。

「机上の殺人犯」にしては、アイヒマンは事務所の外での仕事もずいぶんこなしている。ユダヤ人やポーランド人やジブシーなどの移送計画は、ハンガリーからの移送を除いて、国家保安本部のあるベルリンから発進されたが、アイヒマンは他部署と調整を行い、現地の状態を把握し、計画が滞りなく実施されるよう、出張を繰り返したのである。たとえば1939年10月、東部高地シレジアに組み込まれるカトヴィッツをユダヤ人ゼロにせよと、上司のミュラーから命じられたときには、移送先の発見も含めて、その後の約2週間のあいだに、アイヒマンはウィーン、シレジア、オストラヴァ、ワルシャワ、ニスコ、ウィーン、再びニスコへと出かけている。1940年10月、ユダヤ人をフランスへ送るように、いきなりヒムラーに命じられた際には、まだ占領していない地域の通過を了承してもらうため、フランス行きの列車に乗って直接、交渉に当たった。さらに1941年10月から11月にかけて、それまで受け入れを嫌がっていたヴァルテ大管区へユダヤ人を送り込んだときは、最初の到着を監督するため、自らウーチ(リッツマンシュタット)へ赴いている。「アイヒマンは不断に出張して、各地の運営を掌握し続けていた。1942年から43年にかけて、彼はフランス、

オランダ、ベルギーに、少なくとも12回訪れ、スロヴァキアには少なくとも二度、イタリアとイタリア領フランスにも二度行き、さらにはデンマークにまで足を伸ばしている¹⁹⁾。かつて石油会社の販売員をしていたときのバイクに代えて、今度は運転手付きの車で、国際的企業のビジネスマンよろしく、アイヒマンはヨーロッパ各地を飛び回っていたのである。

アイヒマンの頻繁な出張は、一つには計画の実行を確実なものにしようとする彼の熱意の表れであり、それは彼の速やかな昇進からも見て取れる。しかし彼が移送先などに何度も赴いたことが示すもっと重要な点は、ユダヤ人の絶滅について第三帝国の全行政機関が一致した見解を持っていなかったということである。もし占領と共に拡大して入ったナチスドイツが一枚岩的な組織であったなら、ベルリンからの文書による指令だけで十分だっただろう。しかし、実際にはポーランド総督のハンス・フランクを始め、各地の占領地の責任者は独自の見解を持っていた上、外務省は外交上の判断から特定のユダヤ人を逃れさせようとした。さらに親衛隊の中でも、ユダヤ人を生かして労働力として利用したい経済管理本部とユダヤ人の殲滅を目指す国家保安本部では、方針そのものが食い違っていた。アイヒマンを「机上の殺人犯」と呼ぶと、彼の積極性をほやかすだけでなく、ホロコーストの実態をも覆い隠してしまうのである。

③「凡庸」VS「有能なチームリーダー」

アーレントは『イェルサレムのアイヒマン』のあとがきで、「彼は愚かではなかった。完全な無思想性——これは愚かさとは決して同じではない——、それが彼があ時代の最大の犯罪者の一人になる素因だったのだ」と述べている²⁰⁾。しかし本文の随所に見られるコメントから浮かび上がるアイヒマン像は、凡庸や平凡を通り過ぎて愚鈍にさえ見える。アーレントに言わせれば、アイヒマンの文章は「彼の仕事と技術的にも行政的にも直接関係のないことについては彼が全く無知であることを示しており、また彼の並外れた記憶力の悪さをも示している」²¹⁾。「どちらかといえばあまり知性に恵まれていない」アイヒマンは、「一を聞いて十を知るような人間ではなかった」と評される²²⁾。

何と言ってもアーレントは当代屈指の知性の持ち主であるから、彼女の高い基準に照らせばアイヒマンは馬鹿のように見えただろう。だがそれ以上に、アーレントによるアイヒマン理解（ないし無理解）を引き起こした原因として、チェザラーニはショッキングな事実を提出している。「彼女は裁判のほんの一部分の期間しかエルサレムにいなかったし、アイヒマンが証言するところを見たのは、二、三時間しかなかったかもしれない。アーレントは裁判開始のかなり前にイスラエルに到着していたが、1961年5月の末には出発し、スイスで夫と過ごしている。エルサレムに戻ったのは、6月10日から24日の短期間にすぎない。弁護士のセルヴァティウスがアイヒマンの尋問を始めたのは6月20日で、23日には週末のため中断している。したがって、アーレントが証言中のアイヒマンを見たのは、多くても4日間だけである。しかもこの間、アイヒマンは弁護士からの優しい質問に答え、自らの経歴と事務所業務について、もっとも官僚的で無味乾燥な説明を裁判所のために行っていたのである。セルヴァティウスがようやくヴァーンゼー会議にまで辿りついた

とき、アーレントはイスラエルを離れなければならなかった。彼女はハウスナー検事長が反対尋問をしているところを見ていないし、アイヒマンの徹底した抗弁も聞いていないのである。アイヒマンの性格を洞察するのにアーレントが利用したのは、沈黙したまま被告席で座っている彼の姿と、裁判前の取調べのテープの抜粋少々と、主として友人のクルト・ブルーメンフェルトがニューヨークに送ってくれた裁判記録なのである」²³⁾。

アーレントを擁護する側からは、チェザラーニの指摘は歴史家特有の瑣末な事実偏重に過ぎない、と反駁できるかもしれない。なるほどアーレントのように鋭敏な知性の持ち主なら、証言の現場に居合わせなくても、記録文書からだけでも優れた洞察を引き出せるかもしれない。だが一個人としてのアードルフ・アイヒマンを理解するという点に関しては、やはり彼女は乏しい観察に基づいていると言わざるを得ない。それに関連して、次の二点を指摘しておきたい。

まず、語られた言葉は文字として記録されると力を失う、という一般的事実がある。語り手の表情や仕草、イントネーションや間合いが、文字では伝えられないからである。たとえばヒトラーの演説は魔力的な作用を聴衆に及ぼしたので有名だが、文字にすると陳腐な文章に過ぎないと言われる。紙の上の文字ではカリスマ性や熱気を表現できないからである。それゆえ反対尋問で検事長とやりあったアイヒマンの発言を聞かずして、彼を凡庸な官吏と決め付けるのは、ヒトラーの演説を新聞で読んで、こんな奴は取るに足りないと思えるのに等しい、と批判されても仕方がないだろう。

次に、反対尋問中のアイヒマンの発言を実際に聞いた人が、強い印象を受けているという事実が挙げられる。たとえば、フランスの歴史家、レオン・ポリアコフは、「後半最後の2週間はギデオンのハウスナーとアードルフ・アイヒマンの決闘だった。被告は弁護士を脇に追いやって並々ならぬ知的俊敏さを見せた」²⁴⁾と述べている。何とか罪を認めさせようと躍起になって迫るハウスナー検事長を相手にして、アイヒマンは執拗な強弁で立ち向かったからである。またアーレントとは異なり、裁判開始以来、法廷に言い詰めていたハイム・ゲーリは、反対尋問の様様を次のように報告している。「ハウスナーは一度ならず、我慢できなくなっていた。検事長はデータを完璧に熟知していたが、攻撃の相手もそれに劣らず精通していた。私たちはこの論争は『動かしがたい事実』によって、完全に決着が付くと期待していた。しかし実際には奇妙なやり取りの後の、反対尋問は悪夢のような様相を帯びることになってしまったのだ」²⁵⁾。ゲーリにとってアイヒマンは「考えをはっきり述べ」、「並み以上の雄弁さ」を持っていた²⁶⁾。実際、ハウスナーに言質をとられないよう、のらりくらりと質問をかわしつつ、弁護のために言いたいことも忘れない彼の答弁ぶりは、たとえば次のスクリプト²⁷⁾からだけでも読み取れるのではないだろうか？ アイヒマンが、誓いを破ることは最大の罪だと今も考えていると語ったので、ハウスナー検事長が、600万人の人間を殺すより大きな罪だということかと思い詰めたところである。以下、ハはハウスナー、アはアイヒマンの発言を指す。

ア「もちろん違います。しかしながら、私は絶滅には携わっていなかったと申し上げなければなりません。もし絶滅を命じられていたなら、きっと自殺していたと思いま

す。銃で自殺していたでしょう。100%絶対にそうしたとまでは言い切れませんが、自分が現場でどんな反応をしたのか分かっていますので、もし絶滅を実行しなければならなかったなら、その責任から逃れるために、銃で自殺したと思います。

- ハ「絶滅を実行した人は、あなたから見れば犯罪者ですか」。
- ア「不運で不幸な人たちです」。
- ハ「彼らを犯罪者と見なしていないのですか。イエスカノーで教えてください」。
- ア「そのような質問にはお答えしかねます。なぜなら、私自身はそのような問題に直面させられたことがないからです」。
- ハ「アウシュヴィッツでヘスが絶滅を実行しているのを見ましたね。そのとき、ヘスのことを殺人者と思いませんか」。
- ア「彼が受けた命令を私にやれと言われても、私には絶対できない、とヘスに言いました」。
- ハ「私が尋ねているのはそんなことではありません。ヘスがユダヤ人を虐殺しているのを見たとき、あなたは彼のことをどう思ったか、と訊いているんです。心の中で彼を犯罪者と思ったんですか」。
- ア「彼のことを気の毒に思い、同情しました」。
- ハ「しかし彼のことを殺人者と思ったのですか」。
- ア「自分の心奥の感情を、他の人に明かすことはできません。それに、そうすることが私の義務だとも考えておりません」。
- ハ「今この法廷では、あなたは私の質問に答えることになっています。ユダヤ人絶滅政策を実施している人々を、あなたはどう思っていたのですか」。
- ア「ある状況では、人間は自ら命を絶つような狂気の縁にまで追いやられます。けれどもそれは純粋に個人的な問題です。私が申し上げられるのは、同様の状況で自分がどのように反応するかということだけです。そのような命令を受けたほかの人に、あれこれ言う権利など私にはございません」。
- ハ「ということは、あなたの見方では、ヘスは犯罪者ではないのですね」。
- ア「そうとは申しておりません」。

責任逃れの減らず口と批判することは簡単だが、そもそも検事長の追及に対して、これだけの言語表現を法廷でできる人が、どれだけいるだろう。傍聴席にいたレポーターだけでなく、判事たちもアイヒマンは「敏活な精神の持ち主」で、「巧妙で口達者」だと認めている²⁸⁾。こうしたアイヒマンの能力を再認識することは重要である。なぜならそれは裁判中に限らず、ユダヤ人の最終的解決においても発揮されていたからである。彼はオフィスにこもっていたわけではなく、他部署との折衝に当たっていた。さらにユダヤ人中央評議会の代表に対しては、狡猾な虚言や脅しを使って移送計画を受け入れさせていたのである。

こうした口八丁手八丁に加えて、彼は管理職として組織作りにおいて長けていたことも見逃してはならない。アイヒマンと言うと、命令を受ける部下のイメージがまわり付く

が、1942年にヴァーンゼー会議が開かれたとき、彼はすでに親衛隊中佐にまで昇進しており、国家保安本部第4局B-4課の課長だった。彼は優れた部下を集めて効率的なチーム作業を構築し、多岐にわたるこの課の仕事をこなしていった。こうした組織運営の才能があったからこそ、たとえば1944年にはハンガリーで特別出動部隊を率いるよう命じられ、精鋭の部下を引き連れてブダペストに乗り込み、短期間で大規模のユダヤ人移送を遂行してきたのである。アイヒマンを普遍化し、警告の意味で「誰しもアイヒマンになる可能性がある」と言われるが、彼の能力を考えると、「普通の人」はとてもアイヒマンにはなれないと思われる。

④「無思想なロボット」VS「強まってゆく反ユダヤ主義」

もちろん専門分野では有能でも、思想のない人間はいる。また、すべての人の人権を尊重する主張のみが「思想」に値するというなら、アイヒマンは「無思想」かもしれない。しかし、彼は自分なりの信条や世界観をまったく持たないロボットだったわけではない。そもそも何も考えない官吏が、裁判所で自己弁護のためにカントの格率を持ち出すだろうか。しかも、他ならぬアーレントが述べていることだが、「誰もが驚いたことにアイヒマンはカントの定言的命令のおおよそ正しい定義を下して見せた」のである²⁹⁾。彼は『純粹理性批判』だけでなく、ショーペンハウアーも読んでいた。

こうした哲学的知識以上にアイヒマンの信条を示しているのは、法廷でのエピソードである。証言に先立って新約聖書に手をかけて宣誓するよう言われたとき、彼は「聖書にかけては宣誓いたしません。神にかけては宣誓いたします。私はいかなる教会にも属しておりませんが、神は信じておりますので」³⁰⁾と述べ、西欧社会ではごく一般的な宣誓形態を拒否したのである。この態度は挑戦的だと受け取られかねないので、決して弁護の策略ではなく、彼の本心から来たものと考えられる。裁判に先立って取調べを行なったアヴナー・W・レス警部に向かって、アイヒマンは自己流の神学を展開している。「私が信じている神はキリスト教の神よりも偉大なのです。私が信じているのは、宇宙を創造し動かし続けている強力な偉大な神なのです」³¹⁾。キリスト教を否定し、「神を信じる(gottgläubig)」と自称するのは、SS隊員に求められていたことで、アイヒマンは依然としてそれに忠実だったのである。

アイヒマンの思想信条に関して一番問題になるのは、反ユダヤ主義だろう。裁判前に抱かれていたサディスティックな反ユダヤ主義者のイメージが反転し、自らの主義主張など持たず、ただ命令に従っただけの凡庸な官吏というイメージが広まったが、アイヒマンの反ユダヤ主義はこれら両極端では説明しきれない。ナチスのユダヤ人政策と同様、ユダヤ人に対する彼の態度も次第にエスカレートしているからだ。

1913年以来オーストリアで暮らしていたアイヒマンは、1925年、19歳で石油会社に就職したとき、ユダヤ人と結婚していた母方の親戚に口添えをしてもらっているし、何よりその会社の社長はユダヤ人であった。1932年にはエルンスト・カルテンブルンナーに強く勧められてナチ黨員となり、SSにも入隊したが、それは丁度オーストリアでナチスが躍進した時期に当り、時流に乗っただけとも言える。アイヒマンはレス警部に対して、SSに

入った「最初のころは、国家社会主義の世界観といったことは、全く考えもしませんでした。最初のころ私にとって大事だったのは、先ほども申しましたとおり、まず700万人の失業者に仕事と食べ物を与えること、帝国のアウトバーン、そしてヴェルサイユと闘うことでした」³²⁾と答えている。1933年、ナチスがオーストリアで禁止されたため、アイヒマンはドイツへ赴くが、軍事訓練を受けたりしているだけで、とくにユダヤ人と関わる活動はない。逮捕された後、自分は反ユダヤ主義者ではない、ユダヤ人を憎んではないと、彼は何度も繰り返しているが、少なくともこの時期に関しては、それを否定する証拠はない。

ところが1935年に保安情報部のII-112「ユダヤ人」担当局に配属されてから、上司のフォン・ミルデンシュタインに指導され、ヘルツルの『ユダヤ人国家』を読むなど、シオニズム運動について知識を深めて行く。さらに1936年にはイディッシュ語を学び、この言語で発刊されている新聞に目を光らせるようになる。1937年にはすでにユダヤ人問題の専門家と見なされるようになり、秋にはイスラエルへ視察に出かけている。帰国してすぐの1937年11月、アイヒマンの部署が「ユダヤ人会議」を開催し、他の演者に混じって彼も、「世界のユダヤ人——その政治活動、ならびにドイツ在住ユダヤ人に及ぼす影響」という講演を行なっている。ソ連の記録保管所にあったため、50年後によく学者の目に触れるようになった原稿³³⁾によると、アイヒマンは、そこで第三帝国に対する陰謀をたくらむユダヤ人組織について語り、国際的な委員会が中心となって強大な力を行使すると警告している。ただし、ユダヤ人を恐ろしい敵と信じるようになったとはいえ、彼の仕事はあくまでユダヤ人に関する情報収集に過ぎない。

しかし1938年3月、オーストリア併合の直後、ウィーンに移ったアイヒマンは、ユダヤ人の移住を取り仕切るようになる。ユダヤ人に中央評議会を立ち上げさせて協力を強制すると同時に、国外移住に必要な数多くの書類が一箇所で申請・入手できるよう合理化した。この実績が評価され、1939年3月、第三帝国がチェコスロヴァキアを併合すると、彼はプラハへ派遣され、同様の移住中央本部を設置する。反ユダヤ主義政策を恐れて脱出を希望する人もいたが、無理強いされた場合も少なくなく、実質は強制国外追放と言える。アイヒマンはシオニストの口吻を真似て、ユダヤ人同士で暮らせるようにしたかっただけだと弁解したが、彼にとってドイツ人とユダヤ人との共生など論外で、ユダヤ人はドイツ領から追い出すべき存在でしかなかったのである。

1939年9月、ポーランド侵攻に成功したヒトラーは、新たに獲得した領土のうち国境線沿いにある帝国編入地域に住むポーランド人、ユダヤ人、ジプシーを移動させ、帝国以外の領域に住むドイツ人(いわゆる民族ドイツ人)の新たな居住地にするという計画を承認した。この人種ごとの大規模な住み分けにおいては、ユダヤ人の追放よりも民族ドイツ人の住む場所の確保の方が優先された。ポーランドのニスコにユダヤ人を送ろうとしたアイヒマンの計画が急遽中止を命じられたのも、同時期にバルト海沿岸の民族ドイツ人がダンチヒに到着し、彼らの住居を見つけることのほうが先決問題だったからだ。クリストファー・R・ブラウニングは推察している³⁴⁾。各地区からの移送は必ずしもベルリンの指示通りに行かず混乱が生じたので、速やかな移送を実現するため、1939年12月、ハイドリッヒ

はアイヒマンを「東部地域の追放」の特別官に任命した。チェザラーニはここでの経験を重視し、アイヒマンの経歴の転換点と見なしている。「1939年12月から1941年3月にかけて、アイヒマンは50万を超えるポーランド人とユダヤ人の容赦ない追放において、主導的役割を果たした。この経験ゆえにこそ、自発的ないし強制的な移住の専門家から、大量移送の専門家へと彼は変貌したのである」³⁵⁾。ウィーンで実施していた移住政策とは異なり、ポーランド人とユダヤ人らのこの「民族浄化」には、大規模な移送に使う列車の確保や移送先の受け入れ態勢の確認も必要となる。それゆえ彼が後に実施した絶滅収容所への移送の、丁度よい「練習」になったわけである。

1940年にパリが陥落すると、フランスの植民地だったマダガスカル島へユダヤ人を送る案が浮上し、アイヒマンも独自の計画を作成した。それによると、ドイツのみならずポーランド、ベルギー、フランスなど総勢400万人のユダヤ人を2年間で移送することになっていた。もちろん、ヨーロッパで暮らしてきたユダヤ人が、インフラも整備されていないインド洋の島で生存できるのかという問題は、まったく考慮されていない。結局イギリス侵攻中止とともに、マダガスカル計画は凍結されてしまう。しかし多数の人間を移送したり、その計画を練ったりするうちに、アイヒマンはユダヤ人をますます人間としてよりも、貨物として見なすようになったと思われる。この時点でのアイヒマンは、ユダヤ人の肉体的絶滅を望んではいなかったが、自分と同じ人間とは全く考えていなかったのである。

1941年、対ソ電撃戦の開始とともに、ユダヤ人の大量殺戮が始まる。ホロコーストというと、絶滅収容所における効率的な殺害が比類のないものであるため、その影に隠れて忘れられがちだが、実はユダヤ人の虐殺はガス殺の実施以前から始まっており、その点をヒルバークは次のように説明している。「抹殺段階は二つの大きな作戦行動から成り立っている。第一の行動は、1941年6月22日、ソ連への侵攻とともに始まった。親衛隊・警察の小部隊がユダヤ人住民をその場で殺すように、ソ連領に派遣された。この移動殺戮が始まるとほどなく、第二の行動が制度化され、中欧・西欧・南東欧のユダヤ人住民が毒ガス設備のある収容所に送られた。要は、占領下ソ連では、殺害者が犠牲者のところに向向いていったが、この地域以外では、犠牲者が殺害者のところに運ばれていったのである」³⁶⁾。この第二段階で、「犠牲者を殺害者のところに運ぶ」ことが、アイヒマンの役割だった。彼は何度もアウシュヴィッツを訪れており、自分が移送したユダヤ人がどうなるかを知っていた。しかし彼の仕事はこれまでと同じ移送であり、これまでと同じように、移送された人々のその後の運命は彼の関心事ではなかった。

ナチの絶滅機構は次々にヨーロッパのユダヤ人社会を襲い、その最後の的となったハンガリーにおいて、アイヒマンは移送に対する狂信的なまでのこだわりを見せている。1944年3月、ドイツ軍がハンガリーを占領すると、アイヒマンは精鋭の部下を集めて「特別出動部隊」を構成し、ブダペストに乗り込んだ。例のごとくユダヤ人評議会を設立させ、その協力を得て移送は異様なほど速やかに進み、2ヶ月足らずで「43万7402人のユダヤ人がアウシュヴィッツに送られた」³⁷⁾。しかし、6月には連合軍がノルマンディーに上陸し、戦況の変化を感じ取ったヒムラーは、戦後の保身を図って抹殺中止令を出した。それでもアイヒマンはあくまで絶滅の続行にこだわった。赤軍が来る直前にブダペストを脱してベ

ルリンに戻ったアイヒマンは、「もし必要とあらば、笑いながら墓穴に飛び込んで見せるよ。500万人のユダヤ人を死に追いやったという自覚が大きな満足の感情をあたえてくれるからね」と、部下に向かって語ったという。エルサレムの裁判で、この発言について判事に問い詰められたアイヒマンは、これを当時の正直な気持ちと認めている³⁸⁾。また、1956年から57年にかけて、オランダの元ナチ黨員、ヴィレム・サッセンから受けたインタビューでは、アイヒマンは反省や後悔の色を全く見せず、次のように語っている。「心の中に抵抗があって、私たちは悪いことをしましたとは、どうしても言えないんですよ。だめなんです。正直に言いますとね、現在ではユダヤ人が1030万人いたことが分かっていますが、その1030万人すべてを殺していたなら、私は満足して、『よし、敵をやっつけた』と言えたでしょう」³⁹⁾。

ユダヤ人の全滅から満足感を得るというのは、アイヒマンが最終的に到達した反ユダヤ主義の性格を如実に示している。アーレント以来、アイヒマンのイデオロギーは過小評価されてきた。ひたすら命令に従うロボットというイメージは、ユダヤ人に対する激しい憎悪とは結びつきにくい。事実、アイヒマンのユダヤ人観は、感情的なユダヤ人嫌いというより、もっと悪質な反ユダヤ主義と言える。ホロコーストに加担したとき、アイヒマンにとってユダヤ人はもはや人間ではなく、滅ぼすべき細菌でしかなかったからである。だからこそ、せつせと収容所への移送を続け、天然痘を撲滅した医者のように、500万もの人を殺したことに満足感を得られたのである。

いったんアドルフ・アイヒマンがホロコーストの確信犯であることが分かれば、彼の罪は明白であるかのように思える。しかし、第三帝国や裁判時の諸事情を考慮すると、彼を裁くことは一筋縄では行かない。その点を次節で考察しよう。

3) アイヒマンを裁く

①法的問題

エルサレムで行なわれたアイヒマン裁判は、当初から法的根拠に疑問が投げかけられていた。そもそもアルゼンチンの主権を無視してアイヒマンを拉致したことは、明らかに国際法に違反していた上、ドイツではなくイスラエルで裁判を実施する正当な理由もなかったからである。さらにホロコーストが起きたとき、イスラエルという国家は存在せず、被告はもちろんのこと、原告もその意味ではイスラエル国民ではなかった。それゆえアイヒマンの弁護士、セルヴァティウスは、開廷初日にまず裁判そのものの違法性と不公平性を訴えたのである。ヤスパースも、愛弟子のアーレントへの書簡で、こうした問題点を取り上げている。「この裁判の法的根拠は疑わしい。ここで問題となっているのは法とはべつものなにかです——そしてそれを法のカテゴリーで言い表すのはまちがっている。アルゼンティンからの誘拐自体が違法です。それは完全に正当化できるものだと思いますが、ただし法的論拠によってではない」⁴⁰⁾。そして「かくも恐ろしい事件で判決を下すのは、人類のすべきことであって、一国民国家のなすべきことではない」がゆえに、「超国家的な最高審判所」に委ねるという理想をヤスパースは思い描いている⁴¹⁾。

結果的にアイヒマン裁判はエルサレムで行なわれ、ユダヤ人の判事たちはその客観性と

公平性を絶賛された。それでもいくつかの法律の扱いが慣例とは異なり、不透明さが残っている。第一に、アイヒマン裁判が使用した法律は、元々はナチに協力したユダヤ人をイスラエルで裁くために制定された「ナチスおよびその共謀者訴追法」で、成立したのは1950年である。つまり、アイヒマンの犯行時には存在しなかった法律であるため、彼を有罪にするには、この法律の「遡及的」適用が必要になる。「平和に対する犯罪」や「人道に対する犯罪」を起訴事項に挙げたニュルンベルク国際軍事法廷でも議論されたことだが、過去にさかのぼって法律を当てはめることは、罪刑法定主義に真っ向から反する。フランス革命時の標語、「法律なくして刑罰なし」が示すとおり、どれほど非道であっても、その行為をした時点でそれを禁止し罰する法律がない限り、行為者を罰することはできない、というのが近代的な司法原理である。アイヒマン裁判ではこうした鉄則が、政治的駆け引きや人間的心情などを理由に破られているのである。

第二に、命令への服従が考慮されなかったことも異例である。アイヒマンは服従の義務を弁護戦略の中心に据え、自分としてはユダヤ人問題について政治的解決を望んでいたが、命令されて仕方なく絶滅計画の一端を担うようになったと訴えた。平時であれば、何百万人もユダヤ人を収容所へ送り出して死に至らしめたのだから、命令されたから仕方がなかったなどという主張は、卑怯な言い逃れにしか聞こえないかもしれない。しかしホロコーストが実行されたのは戦争中であり、またアイヒマンは市民ではなくSSの制服を着た兵士だった。戦時の作戦遂行において、兵卒が自分の判断に基づいて指揮官の命令に背くことは許されない。実際、第一次世界大戦のときは、上官の命令への服従が免責理由になっていた。アメリカの『軍刑法典』でもイギリスの『英国軍法便覧』でも、「武装せる戦力の一員が一般的に承認された戦争指導の規定を犯しても、敵に処罰されることはない。それが指揮官の明白なる命令、あるいはその政府の指示に依存している限り、彼らの行動は戦争犯罪ではないからである」と書かれていた⁴²⁾。それを連合国側は自分たちの勝利がほぼ確実となる1944年に、戦後のドイツ断罪を目して変更し、ニュルンベルク国際軍事法廷では、上官の命令に従ったという弁護を認めなかった。つまり、兵士は個人として自国の上官の命令に逆らっても、超国家的な国際法に従わなければならない、という原則に変わったのである。国家主権を無視するこの要求は、アイヒマンのようなSS隊員やドイツ国防軍兵士だけでなく、連合国軍の軍人にとっても受け入れがたいものだったという。ちなみに、同じ新规定は日本にも適用された。『スガモブリズン』の著者、内海愛子は「上官の命令を『朕の命令』と称して、絶対的な服従を強いて、規律を維持してきた日本軍で、下級兵士の責任がどこまで問えるのだろうか」と疑問を呈している⁴³⁾。

第三の問題点として、ユダヤ人の強制移住も絶滅も第三帝国内では「合法」だったことが挙げられる。アーレントも指摘している通り、アイヒマンの「おこなったことは遡及的にのみ罪となるのであり、彼は常に法に忠実な市民だったのだ。彼が最善をつくして遂行したヒトラーの命令は第三帝国においては〈法としての力〉を持っていたからである」⁴⁴⁾。ヒトラーの言葉が絶対的に法的力を持ったのは、SSの中だけではない。1942年4月26日、ドイツの国会は、「総統は——現在の法条文にとらわれることなく——必要の場合には、総統が適当と思える一切の手段でもって……すべてのドイツ人を励ましその義務を達成せ

しめ、この義務が果たされぬ場合……いわゆる正当に得られた権利を顧慮することなくそれ相当のつぐないをさせることがいつでもできなければならない」と決議した⁴⁵⁾。1942年9月には、法務大臣のオットー・ティーラックが、ユダヤ人やジプシーなどに関する刑事裁判権を、親衛隊全国指導者のヒムラーに譲り渡している。ティーラックに言わせると、「司法行政ではこれらの民族の抹殺に、ほんのわずかの貢献しかすることができない」からである⁴⁶⁾。戦時における残虐行為は、ナチスの専売特許ではない。第二次世界大戦中、同盟国側も戦闘員ではない一般市民に対する殺戮を容赦なく行なったにもかかわらず、その多くが戦勝国だというだけの理由で、罪に問われていない。アイヒマン自身、反対尋問のときにその点を鋭く突いている。「広島と長崎の原爆投下であれ、イギリスやドイツの家屋の爆撃であれ、ユダヤ人のガス殺であれ、これらはすべて人道に対する犯罪です。けれども当時、これらの犯罪は国家によって合法化され、それゆえその責任は命令を発した人にもあるのです」⁴⁷⁾。

こうした法的背景があったからこそ、法廷でのアイヒマンは頑なに免責を主張したのである。レス警部による取り調べでは、本気か虚言かは判断しかねるが、字義通りに受け取るならきわめて殊勝な発言をアイヒマンはしている。「私の手に血が付いていなくても、きっと殺人幫助で有罪となるでしょう。何はともあれ、私の心は解放されましたし、個人的にも恐ろしい出来事の贖いができます。死刑が迫っているのは分かっています。慈悲を求めることもしません。私にはそんな権利はないからです」⁴⁸⁾。しかし法廷でこの発言について質問されたとき、彼は「法的観点からの罪と人間的側面からの罪を区別しなければなりません」⁴⁹⁾と切り返し、法的観点の責任は認めないと断言した。「ドイツの支配者たちによって命じられたユダヤ人の絶滅につきましては、遺憾に思い、非難いたしますが、私自身にはそれを防ぎようがなかったのです」⁵⁰⁾と語り、人間としては絶滅を犯罪と感じてはいても、法的には責任はあくまで命令者にのみありという立場を崩さなかった。それどころか、彼は本気で無罪になると信じていたと思われる。エルサレムの裁判所では、彼は黙秘することもできたし、宣誓をせずに供述することもできた。しかし彼は、検事や判事からの尋問を伴い、それだけ被告人にとって不利になる可能性が高いにもかかわらず、宣誓した上での供述を選んだ。「予想外だった」⁵¹⁾この選択を支えていた一因は、無罪獲得への自信だろう。まただからこそ死刑判決が下りたとき、アイヒマンは非常なショックを受け、すぐに控訴したのである。

②道徳的価値観の問題

ユダヤ人絶滅に加担したとき、アイヒマンは第三帝国の敵を倒すという大義に従っているつもりだった。彼は当時を振り返り、ヒトラー暗殺を企てた将官たちは「卑劣な宣誓違反者、国賊、くず」と思っていたと述べ、「こうしたすべてのことに対して、あのころは全く別の心理的態度を取っていました。なんとと言っても我が民族の存亡をかけて闘っていたのです。当時はそうとしか考えられませんでした。それがプロパガンダのせいなのか、あるいは義務感か何かのせいなのか、そんなことは二義的な意味しか持っていません。とにかく当時はそうだったんです」と付け加えている⁵²⁾。では、アイヒマンを裁くとき、普

通のドイツ人をもマインドコントロールしていた当時の一般的な倫理観を斟酌すべきなのだろうか。

この問題について、ジェフリー・スカーは「道徳的責任とホロコースト」という論文で、アステカ人の人身御供や魔女裁判を引き合いに出し、ホロコーストの計画と実施に携わった人々も、もっと情状酌量すべきであると主張している。アステカ人は神々をなだめるために、定期的に敵を殺して生贄とした。魔女裁判が盛んだった時代、人々は悪魔の跋扈を防ぐため、魔女と思しき人はすべからく火あぶりにした。現在の観点からどれほど馬鹿げて残酷に見えようと、少なくとも当事者は良かれと思ってそのような行為に及んだとして、私たちは彼らには寛容な態度をとる。ユダヤ人は劣等人種であり、アーリア人の脅威となるから根絶やしにすべきだ、と本気で信じて実行に移したナチスに対しても、同様の容赦が必要だとスカーは言うのである。「ある人が熟考した結果、そうするのが道徳的義務だという結論に達した上で恐ろしいことをしたとき、私たちはどう言うべきなのだろうか。その行為がおぞましいので、その人を賞賛するわけには行かないが、良きことをしたいという彼らの意図が、少なくとも何らかの免責力を持つことを否定するのは厳しすぎるだろう」⁵³⁾。

たしかに虐殺は、それを被る側にとっては絶対的な悪だが、実施する側には正当化する何らかの理由が存在する。ナチスドイツにおいてはユダヤ人は絶滅される側だったが、ユダヤ民族の長い歴史の中では、その逆のこともあった。「申命記」には、ジェノサイドを命じる一節がある。「ヘト人、アモリ人、カナン人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人は、あなたの神、主が命じられたように必ず滅ぼし尽くさなければならない。それは、彼らがその神々に行なってきた、あらゆるいとうべき行為をあなたたちに教えてそれを行なわせ、あなたたちがあなたたちの神、主に罪を犯すことのないためである」⁵⁴⁾。ここではユダヤ人の信仰の墮落を防ぐことが、民族絶滅を正当化する理由になっている。神の意に反する邪悪な宗教儀式を行なわないように、いわば正当防衛として、異教の民族を根絶やしにするというわけである。聖書のこの指示を信じた人々、また虐殺を正当化する同類の理由を信じている人々は、自分たちを決して悪魔の手先だとか、破廉恥な人非人とは思っていないだろう。

ナチスにしても同様である。彼らの観点からすれば、ユダヤ人はドイツ民族を脅かす強敵であるがゆえに追放すべきであり、ついには絶滅させることになったのである。こうした政策を支持したドイツ人や占領国のナチ協力者は、「非道徳的」であったわけでもなければ、「良心」がなかったわけでもない。彼らの「道徳」や「良心」の命じる内容が違っていたのである。『アウシュヴィッツ以後の道徳』でピーター・J・ハースは、ホロコーストが可能になったのは、「ユダヤ人の逮捕や移送は悪いことではなく、倫理的に受け入れられること、それどころか善いことだとする新しい道徳が敷かれたからだ」と主張している⁵⁵⁾。さらにハースは、この新しい道徳は根本的には西欧の伝統に則っており、ただ新しい点はユダヤ人を悪の中心にしたことだけだと分析している。殺人はどの文化でも禁止されているが、死刑と戦争と自己防衛の場合、例外として人を殺すことは伝統的に認められて来た。それゆえユダヤ人は悪人でありドイツ民族の脅威だという観念が通用すれば、

ユダヤ人の殲滅は倫理的に許されることになる。「ホロコーストを告発する絶対的な基準を見つけようとしても失敗に終わる。[中略] ホロコーストは悪の権化ではない。ホロコーストが示しているのは、人間には善悪の内実を塗り替える力があり、その新しい構想に照らして社会を形作ってしまえるということなのである」⁵⁶⁾。ハース自身は決して第三帝国のユダヤ人政策を肯定しているわけではなく——彼の両親はホロコーストの生き残りである——、彼の主張の眼目は、人間の道徳観の危うさ、ナチズムの脅威の根深さである。しかし彼の分析から相対主義的帰結を引き出すことは可能である。そうになると、「絶対的な基準」が存在しないのだから、別の倫理体系を信奉する者がナチスドイツの道徳を弾劾することは、傲慢な自文化の価値観の押し付けだということになり、アイヒマン裁判も土台から崩壊しかねないのである。

③被害者の立場

法律や道徳的価値観を考慮すると、アイヒマンを裁くことは見かけほど容易ではない。ここで参考になるのは、アーレントが取ったユニークかつ断固たる態度である。アイヒマンが、「自分が悪いことをしていると知る、もしくは感じることをほとんど不可能とするような状況のもとで、その罪を犯している」ことを彼女は認めている⁵⁷⁾。では、アーレントがアイヒマンの酌量減刑を訴えるかということ、さにあらず、彼女はアイヒマンに極刑を求め、こう宣告しているのである。「議論を進めるために、君が大量虐殺組織の従順な道具となったのはひとえに君の逆境のためだったと仮定してみよう。その場合にもなお、君が大量虐殺の政策を実行し、それ故積極的に支持したという事実は変わらない。[中略] ユダヤ民族および他のいくつかの国の国民たちとともにこの地球上に生きることを拒む政治を君が指示し実行したからこそ、何人からも、すなわち人類に属する何者からも、君とともにこの地球上に生きたいと願うことは期待し得ないとわれわれは思う。これが君が絞首されねばならぬ理由、しかもその唯一の理由である」⁵⁸⁾。バリー・シャープは『判断における謙虚と傲慢——アーレントの「イェルサレムのアイヒマン」』で、「全体主義とアドルフ・アイヒマンについてのアーレントの著作で驚くべきことは、『自分が何をしているかを考える』能力を、いかに人々がなくして行くかを説得力のある筆致で詳述しながら、結論としてはやはり個人が行動の責任を負うことを求めている点である」と指摘している⁵⁹⁾。

アーレントによるアイヒマンの断罪には二つの重要なポイントが含まれている。一つは、「説明」と「免責」の峻別である。犯行に至った経緯が「説明」されると、私たちは犯人の心情が理解できるようになり、自分も同じように罪を犯したかもしれないと想像して、犯人の責任を免じて許したくなりがちである。しかし、犯罪の背景を説明できたからといって、犯人が責任を免れるとは限らない。理解と許しもまた別物なのである。

二つ目のポイントは、近代的な法原則の限界である。アーレント自身、近代の司法制度については矛盾した発言をしている。一方では、国家の刑罰権を確立し復讐を禁止した近代法を楯に、被害者が報復する権利を掲げたハウスマー検事長を彼女は批判した。被害者の補償が問題になる民事訴訟とは異なり、刑事訴訟では被害者は証人でしかなく、「<補償される>ことを必要とする立場にあるのは政治体そのものなのであり、乱されたために

復旧されねばならないのは全般的な公共の秩序なのである」⁶⁰⁾と述べ、近代的な民刑分離思想に固執している。他方で、「悪をおこなう意図が犯罪の遂行には必要であるという、近代の法体系に共通する仮説」では、アイヒマンを裁ききれないことを認め、結局、「不正を蒙った集団が罪人を罰するのは道徳的秩序に対する義務である」と報復を肯定するヨサル・ロガトの「野蛮」な主張に依拠し、「アイヒマンがそもそも裁判に附されたのはまさにこの長いあいだ忘れられていた命題にもとづいてであるということ、そしてこの命題こそ実は死刑を正当化する究極の理由であるということは否定できないと思う」と述べるに至っているのである⁶¹⁾。こうした相反する姿勢は、アーレントの過誤というよりも、近代の司法制度そのものの機能不全が露呈したと解すべきだろう。近代の刑事裁判では、加害者の意図が重視される。そのためアイヒマンのように、意に反して上官の命令に従ったと弁明されると、犯意が希薄なゆえに罪責も軽いとみなされてしまう。しかし被害者からすれば、加害者が不本意ながら犯行に及ぼうと、嬉々として罪を犯そうと、受けた被害の実態に変わりはないのである。アーレントが被害者の報復権を持ち出さなければならないと感じたのは、被害者が蚊帳の外に置かれる近代刑法では、被害回復が十分に果たせないからなのである。

アイヒマンの死刑が決まったとき、彼を「ガス室で処刑」せよという意見が多数ハウナー検事長に寄せられたが⁶²⁾、アーレントにしてもそのような露骨な同害報復のために、被害者の権利に訴えているわけではないだろう。復讐ではなく被害の修復をするために、被害者の立場を考慮することが必要なのである。一国家の司法機関であれ、国際裁判所であれ、ジェノサイドの命令者や執行者を裁くときに忘れてはならないのは、被害者が本来有していた幸福を追求する権利である。あれだけ饒舌に弁解し、表面的にはユダヤ人に対する謝罪と解釈できる言葉を発しながら、アイヒマンが結局しなかった、あるいはできなかったのは、被害者の立場に立つということだった。しかし、これは本来それほど困難なことではないはずである。なぜなら、かつて「一億玉碎」という、「ジェノサイド」ならぬ「ジェノ・スイサイド」がまことしやかに標榜された日本はもちろんのこと、どの国、どの民族に属する人でも、ジェノサイドの被害者になりうるからである。

注

- 1) ハンナ・アーレント、『イェルサレムのアイヒマン』(大久保和郎訳)、みすず書房、1994年。
- 2) Harry Mulisch, *Strafsache 40/61*, Berlin:Aufbau Taschenbuch Verlag,2002.
- 3) Haim Gouri, *Facing the Glass Booth*, Detroit:Wayne State University Press,2004.
- 4) Peter Krause, *Der Eichmann-Prozeß on der deutschen Presse*, Frankfurt/New York:Campus Verlag, 2002,S.178f.
- 5) ハンナ・アーレント、前掲書、20～21ページ。
- 6) ハンナ・アーレント、前掲書、38ページ。
- 7) ハンナ・アーレント、前掲書、42ページ。
- 8) Peter Krause,ibid.,S.78.
- 9) Günther Anders, *Wir Eichmannsöhne*, München:Verlag C.H.Beck,2002,S.21.
- 10) S・ミルグラム、『服従の心理』(岸田秀訳)、河出書房新社、1995年、22ページ。
- 11) ロニー・ブローマン、エイアル・シヴァン、『不服従を讀んで』(高橋・堀訳)、産業図書、2000

- 年、7ページ。
- 12) 同書、12~15ページ。
 - 13) 同書、7ページ。
 - 14) S・ミルグラム、前掲書、64ページ。
 - 15) 同書、69ページ。
 - 16) グイド・クノップ、『ヒトラーの共犯者（下）』（高木玲訳）、原書房、2001年、78ページ。
 - 17) David Cesarani, *Eichmann*, London:William Heinemann,2004,P.130.
 - 18) *ibid.*,p.23.
 - 19) *ibid.*,129.
 - 20) ハンナ・アーレント、前掲書、221ページ。
 - 21) ハンナ・アーレント、前掲書、42ページ。
 - 22) ハンナ・アーレント、前掲書、107,118ページ。
 - 23) David Cesarani,*ibid.*,p.346.
 - 24) *ibid.*,p.282.
 - 25) Haim Gouri,*ibid.*,p.207.
 - 26) *ibid.*,p.219,293.
 - 27) Lord Russell of Liverpool, *The Trial of Adolf Eichmann*, London:Pimlico.2002,p.237f.
 - 28) David Cesarani,*ibid.*,p.312.
 - 29) ハンナ・アーレント、前掲書、107ページ。
 - 30) Haim Gouri,*ibid.*,p.142.
 - 31) Jochen von Lang, *Das Eichmann-Protokoll*, München:Propyläen Taschenbuch, 2001,S.53.
 - 32) *ibid.*,S.55.
 - 33) Yaacov Lozowick, *Hitler's Bureaucrats*, London/New York:Continuum,2002,p.28,33.
 - 34) Christopher R.Browning, *The Path to Genocide*, Cambridge:Cambridge University Press,1998,p.15.
 - 35) David Cesarani,*ibid.*,p. 8 .
 - 36) ラウル・ヒルバーク、『ヨーロッパユダヤ人の絶滅（上）』（持田・原田・井上訳）、柏書房、1997年、208ページ。
 - 37) マイケル・ペーレンバウム、『ホロコースト全史』（芝健介訳）、創元社、1996年、343ページ。
 - 38) David Cesarani,*ibid.*,p.197,300.
 - 39) Irmtrud Wojak, *Eichmanns Memoiren*, Frankfurt a.M.:Fischer Taschenbuch Verlag,S.63.
 - 40) L・ケーラー、H・ザーナー編、『アーレント＝ヤスパース往復書簡（2）』（大島かおり訳）、みすず書房、2004年、211ページ。
 - 41) 同書、220ページ。
 - 42) ウェルナー・マーザー、『ニュルンベルク裁判』（西義之訳）T B S プリタニカ、1980年、270ページ。
 - 43) 内海愛子、『スガモブリズン』、吉川弘文館、2004年、54ページ。
 - 44) ハンナ・アーレント、前掲書、19ページ。
 - 45) ウェルナー・マーザー、前掲書、419ページ。
 - 46) ラウル・ヒルバーク、前掲書、344ページ。
 - 47) Lord Russell of Liverpool,*ibid.*,p.249.
 - 48) Jochen von Lang,*ibid.*,S.353.
 - 49) Lord Russell of Liverpool,*ibid.*,p.230.
 - 50) *ibid.*,p.231.
 - 51) ロニー・ブローマン、エイアル・シヴァン、前掲書、44ページ。
 - 52) Jochen von Lang,*ibid.*,S.339f.

アドルフ・アイヒマンの罪

- 53) Geoffrey Scarre, Moral Responsibility and the Holocaust, in *Moral Philosophy and the Holocaust*, edited by E. Garrard and Geoffrey Scarre, Aldershot: Ashgate, 2003, p.109.
- 54) 『聖書』、日本聖書教会(共同訳)、申命記、第20章17-18節。
- 55) Peter J. Haas, *Morality after Auschwitz*, Philadelphia: Fortress Press, 1988, p. 8.
- 56) *ibid.*, p. 9.
- 57) ハンナ・アーレント、前掲書、213ページ。
- 58) 同書、214~5ページ。
- 59) Barry Sharpe, *Modesty and Arrogance in Judgement*, Westport: Praeger, 1999, 53f.
- 60) ハンナ・アーレント、前掲書、202ページ。
- 61) 同書、213ページ。
- 62) David Cesarani, *ibid.*, p.314.